

鞍手町こども広場におけるキッチンカー等の営業の許可に関する要綱

（目的）

第1条 鞍手町文化体育総合施設こども広場管理条例（令和6年鞍手町条例第14号。以下「条例」という。）第1条に規定する鞍手地区公園（以下「こども広場」という。）内においてキッチンカー等の営業をすることの許可については、条例及び鞍手町文化体育総合施設こども広場管理条例施行規則（令和6年鞍手町教育委員会規則第3号。以下「条例施行規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「キッチンカー等の営業」とは、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業のうち露店又は自動車において調理をする場合をいう。

（営業行為の条件）

第3条 鞍手町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、キッチンカー等の営業に対し、条例第4条第1項第1号又は第4号の規定する許可を与える場合においては、同条第5項の規定により、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1） キッチンカー等の営業に必要な営業許可書、資格免許証又は届出書（以下「営業許可書等」という。）を有していること。
- （2） 生産物賠償責任保険その他の販売した物品が原因の事故が発生した場合において、当該キッチンカー等の営業をした者が損害を賠償するときに保険金が支払われる保険に加入していること。
- （3） 当該キッチンカー等の営業に起因して問題（前号に規定する事故を含む。）が発生した場合においては、誠意をもってその解決を図ること。また、当該キッチンカー等の営業に起因して問題が発生した場合においても、教育委員会は、一切の責めを負わないこと。
- （4） 許可を与えられたキッチンカー等の営業をとりやめる場合においては、ただちに教育委員会に連絡すること。
- （5） 物品を購入した者が使用できるゴミ箱を設置すること。
- （6） 当該許可に係る行為の許可証を見やすい場所に掲示すること。
- （7） こども広場の区域内で自動車を運転する必要がある場合においては、非常点滅表示灯をつけ、毎時10キロメートル以下の速度で教育委員会が指定した場所に限り進行させること。
- （8） キッチンカー等の営業により、当該キッチンカー等の営業をした者の

備品等が汚損、毀損又は滅失した場合においても、教育委員会は、一切の責めを負わないこと。

(9) 前各号に掲げる条件のほか、キッチンカーの営業の責任者は、許可申請時に別紙「承諾書」に署名又は記名押印し提出すること。

(行為許可の場所と区画)

第4条 キッチンカー等の営業場所はこども広場内の指定された場所とし、許可される区画は普通免許で運転できる自動車 4 台分を限度とする。

(行為許可される日及び時間)

第5条 キッチンカー等の営業日は12月29日から翌年1月3日までを除く土曜、日曜及び祝日、鞍手町の行事等を除く日とし、営業可能時間は、次の各号のとおりとする。

(1) 4月1日から9月30日まで期間 午前10時から午後5時まで

(2) 10月1日から3月31日まで期間 午前10時から午後4時まで

(行為許可の申請及び手続等)

第6条 キッチンカー等の営業許可は、1ヶ月単位とし、毎月1日から月末日までとする。

2 行為許可の申請者は、出店を希望する2ヶ月前の末日までに条例施行規則第2条に規定する行為の許可申請書に第3条第1号に規定する営業許可書等の写し及び第3条第9号に規定する承諾書を添えて教育委員会へ提出するものとする。

3 前項に基づく申請者の数が第4条に規定する区画分を上回った場合は、抽選により決定する。

(行為許可の取消)

第7条 出店者（従業員を含む。以下同じ。）が出店に際し、公序良俗に反する行為をした場合や教育委員会が出店を不適当と判断した場合は、行為許可を取り消すことができるものとする。この場合、出店者が行為許可の取消しを受けたことにより損害が生じても、教育委員会は一切の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第8条 出店者は、その責めに帰する理由により、こども広場施設の全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損傷額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、こども広場施設を現状に回復した場合は、この限りでない。

2 出店者は、出店にあたり教育委員会又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償しなければならない。また、出店者に損害を生じても、教育委員会は、その責めを負わない。

(その他)

第9条 この要綱に規定するほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の日が属する月の翌月の行為許可の手続については、第6条の規定にかかわらず、公布の日から受け付けるものとする。